

令和5年度「高知城夜間イベント」広告支援事業 実施要綱

(事業の目的及び内容)

第1条 この事業は、連続テレビ小説を生かした博覧会推進協議会（以下、「推進協議会」という。）が主催する令和5年度高知城夜間イベント(NAKED^{ねいきつど}夜^{よるまつり}まつり^{こうちじょう}高知城)を冬場の本県観光への誘客に最大限生かすため、同イベントを旅行商品化した旅行会社への広告支援を通じて、旅行商品の造成促進及び本県への送客拡大につなげることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 次条の助成要件を満たす、令和5年度高知城夜間イベント NAKED夜まつり 高知城（以下「本イベント」という。）を販売する旅行業法(昭和27年法律第239条)第3条に基づく登録を受けている旅行会社に対して、予算の範囲で助成する。

(助成要件)

第3条 以下の要件を満たし、事前に推進協議会会長（以下、「会長」という。）が承認した旅行会社を対象とする。

- (1) 令和5年11月29日(水)から令和6年1月14(日)までの期間(本イベント入場日基準)において、本イベントを旅行商品化した募集型企画旅行を造成すること。
- (2) 本イベントの入場券目標販売枚数を期日までに会長に申請すること。なお、対象の入場券種別は大人(団体・一般に限る)のみとする。(中高生以下は対象外とする。)
- (3) 募集に際して、本イベントを旅行商品化した当該商品の広告をマスメディア、自社メディア等で行うこと。(自社メディアとは、自社パンフレット・WEBページなどの広報物を指すこととする。)
- (4) 募集する集客宣伝が高知県の観光PRや交流人口の拡大に効果が高く、市場拡大につながると認められること。
- (5) 申請に際して、原則として会社毎の申請とするが、やむを得ない理由がある場合は販売を実施する部署支店単位又はエリア毎に必要な事前報告を行うこと。

(助成金額及び助成限度額)

第4条 助成金額は、以下のとおりとする。

(1)基本金額

| | |
|------|--------------|
| 助成金額 | 目標販売枚数×@500円 |
|------|--------------|

- (2) 申請期日は令和5年10月25日(水)までとする。
- (3) 販売実績枚数が申請時の目標枚数を下回った場合は、助成しない。
- (4) 期日までに申請した目標販売枚数は、令和5年12月22日(金)までに再申請することで、引き

上げることができるが、最低800枚まで引き下げることができる。

ただし、申請時の目標販売枚数を引き下げた場合に限り助成金額は、以下のとおりとなる。

| | |
|------|------------------|
| 助成金額 | 変更後の目標販売枚数×@250円 |
|------|------------------|

(5)申請できる目標販売枚数は最低100枚からとする。

(6)申請期日に関わらず、申請が予算額に達した時点で受付終了とする。

(申請)

第5条 助成金を申請しようとする者(以下、「申請者」という。)は、申請日までに以下の書類を会長あてに持参又は郵送により提出するものとする。なお、期日までに提出がない場合は、助成金の申請を受理しないことがある。

提出書類

- (1)助成金交付申請書(【申請】別記第1号様式)
- (2)夜間イベント入場券販売目標計画書(別記第2号様式)

(助成の決定)

第6条 会長は、申請に基づき助成の可否を決定し、「助成金交付金決定通知書」にて、申請者に対し通知するものとする。

(助成の変更・廃止)

第7条 申請者は、助成事業の内容を変更する場合、予定の期間に事業が完了しないと見込まれる場合は速やかに変更・廃止申請(【変更廃止】別記第4号様式)を提出し、会長の承認を受けるものとする。

(完了報告)

第8条 申請者は、令和6年1月31日(水)までに以下の書類を持参又は郵送により提出するものとする。なお、期日までに提出がない場合は、助成金を請求する権利を自ら放棄したものとみなすことがある。

提出書類

- (1)実績報告書(【実績】別記第5号様式)
- (2)請求書(【請求】別記第3号様式)
- (3)本イベントを旅行商品化して当該商品を販売したことを証明する次の書類(ア～ウ)のうちいずれか。
ア 本イベントチケットセンターが発行する入場券購入領収書(写)など。
イ 入場を証明するクーポン(写)など支払った事が証明できるもの
ウ その他、本イベント入場券の券種・枚数などを証明できる書類。
- (4)募集に際して、本イベントを旅行商品化した当該商品の広告を、マスメディアまたは自社メディア等で行ったことがわかる書類(写)。

(助成金の交付)

第9条 会長は、前条の実績報告が適当と認められるときは、助成金の額を確定し助成金を交付する。

(交付の取消)

第10条 助成金の交付決定後もしくは確定後において、申請もしくは実績報告内容に虚偽が認められる時は会長は当該交付決定を取り消し、既に助成金が交付されている場合はその返還を求めるものとする。

(検査等)

第11条 会長は、必要に応じ申請者に対して、助成事業の実施状況などについての報告を求め、又は調査ができるものとし、申請者はこれに応じなければならない。

(関係書類の整備)

第12条 申請者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了年度の翌年から5年間保管するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、推進協議会が別に定めるものとする。

附則 この要綱は令和5年9月1日から施行する。